



よび地方公  
条は「国お  
同法第2  
法である。  
「児童福祉

5日は制定から74回目の「こどもの日」だった。戦後の福祉は「ちまたにあふれた戦災孤児をどうするか」から始まった。1947年12月にわが国の社会福祉法制度に先駆けて「児童福祉法」が制定された。当時実施された全国孤児一斉調査によると、48年2月1日現在で孤児は約12万3千人。うち施設収容児は約1万2千人とわずかに10%にすぎなかった。福祉を宗教家や篤志家に頼っていたとしても対応が追いつかず、児童の保護と育成を行政の責任において行うことを明確にしたのが

共同体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定する。こうして全国各地に児童養護施設(当時は養護施設)が設立され、児童福祉法制定から3年でその数は約400(現在612)に上った。その後長い間、保護者がい

# 求められている地域養護

なかったり、虐待されたりするなどした環境下で、養護を要する児童(要保護児童)の福祉は県の機関である児童相談所(児相)が担い、児相が要保護児童を発見保護し施設に収容する、いわゆる「収容保護」が定着していく。現在県内に児童養護施設は11あ

る。4市に2施設ずつ、県北地区にはないなど偏在も指摘されるが、「収容保護」にあつては県内どこにあつてもよかったのだ。戦災孤児の収容保護から始まった児童福祉法であるが、今日の課題は増え続ける児童虐待への対応にある。50年前、

児童養護施設への入所理由の8割は養育者が欠けることによるものであった。今日、入所理由の半数近くは虐待が占め、かつてのように養育者が欠けて入所に至るのは約15%にすぎない。2020年度に全国の児相が対応した虐待相談件数は20

万5044件と初めて20万件を超えた。このうち最終的に親子分離が必要と判断されて施設や里親に委託された件数は4348件で、相談対応件数の2・1%にすぎなかった。実に98%は在宅の状態に置かれたままになっている。残念なことに、虐待によつ

て幼い命が奪われる事件が後を絶たない。そのたびに「どうして保護をしなかったのか」「どうして家庭に戻したのか」など、児相の不手際が非難される。しかしその陰で、近隣住民は気づかなかつたのか、子どもはSOSを受け止める人は

いなかつたのか、地域の子育て支援は機能していたのかーなど、地域福祉に問題があることを忘れてはならないだろう。

児童虐待の急増により、要保護児童を家庭・地域から切り離して問題を見えなくし、それで「よし」とする時代はとうに過ぎ去つた。今日の子育ては、親戚の手も借りられない、近所付き合いも希薄で地域の大人からの援助も難しい状態にある。

不適切な養育環境に置かれたままになっている児童が数多く存在する中、在宅のまま地域から離さないで地域で育て上げていく「地域養護」の推進が求められている。(県児童養護施設等連絡協議会長)